

計画作成年度	平成25年度
計画主体	紋別市

紋別市鳥獣被害防止計画

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置
に関する法律第4条の規定に基づく被害防止計画)

<連絡先>

担当部署名	紋別市農政林務課
所在地	北海道紋別市幸町2丁目1-18
電話番号	0158-24-2111
FAX番号	0158-23-1535
メールアドレス	nougyoushinkou@city.mombetsu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ハシボソカラス、ハシブトカラス、ドバト、キジバト
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	紋別市（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	畑作物等	1,404.5 ha・70,851 千円
ヒグマ	畑作物等 生活環境被害	69.8 ha・3,573 千円 人身事故の恐れ、農作業の遅れ等 被害額として算定できない被害あり
キツネ	畑作物等 畜産等 生活環境被害	360 千円 牛に対する畜産被害もあるが、被害金額は不明
タヌキ	配合飼料等 生活環境被害	代用乳飼料 仔牛用飼料などを中心に食害が発生している
ハシボソカラス ハシブトカラス	畑作物 畜産等 配合飼料等 生活環境被害	6.0 ha・304 千円 農作物食害、牛への畜産被害の他、 配合飼料食害人身事故による農作 業の遅れ等、算定できない被害
ドバト	畑作物等 配合飼料 畜舎等 農機具等	0.1 ha・80 千円 農作物食害、配合飼料食害、伝染 病等の媒体等、算定できない被害
キジバト	畑作物等 配合飼料等	0.5 ha・220 千円 農作物食害、配合飼料食害

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>生息状況：市内の全域に生息</p> <p>被害発生時期：農地は積雪期を除く4月下旬から収穫期11月上旬まで発生している。</p> <p>被害の場所：市内農地全域で被害が発生している。</p> <p>被害地域の増減傾向：被害の減少はみられない。</p>
ヒグマ	<p>生息状況：市内の山間部、農地に生息</p> <p>被害発生時期：農地については8月以降の収穫期に多発し、収穫作業の遅延などを引き起こす。</p> <p>被害発生場所：農地だけではなく、住宅街、通学路への出没</p> <p>被害地域の増減傾向：特にデントコーン、カボチャなどの農作物被害の増加傾向</p>
キツネ	<p>生息状況：市内の全域に生息</p> <p>被害発生時期：被害発生は通年</p> <p>被害の発生場所：農作物被害、畜産被害の他、住宅地、学校など多岐に渡る。</p> <p>被害地域の増減傾向：一時期の個体数減少により、被害も減少した時期があったが、急激な増加傾向</p>
タヌキ	<p>生息状況：市内の全域に生息</p> <p>被害発生時期：被害発生は通年</p> <p>被害の発生場所：農作物被害、畜産被害の他、住宅地、学校など多岐に渡る。</p> <p>被害地域の増減傾向：一時期の個体数減少により、被害も減少した時期があったが、急激な増加傾向</p>
ハシボソカラス ハシブトカラス	<p>生息状況：市内の全域に生息</p> <p>被害発生時期：被害発生は通年</p> <p>被害の発生場所：農地、住宅地、牛舎内、放牧地</p> <p>被害地域の増減傾向：ラップの被害、牛への畜産被害は特に増加傾向 個体数の増加から、過去に例のない被害増加</p>
ドバト キジバト	<p>生息状況：市内の全域に生息</p> <p>被害の発生時期：通年</p> <p>被害の発生場所：農地、サイロ、牛舎内</p> <p>被害地域の増減傾向：特にドバトによるペスト媒介（サルモネラ菌）による被害が増加、飼料作物の食害も増加</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)
エゾシカによる被害金額	70,851 千円	60,223 千円
〃 面積	1,404.5 ha	1,193.8 ha
ヒグマによる被害金額	3,573 千円	3,037 千円
	69.8 ha	59.3 ha
キツネによる被害金額	360 千円	306 千円
タヌキによる被害金額	不明	—
ハシボソカラス、ハシブトカラスによる被害金額	304 千円	258 千円
	6.0 ha	5.1 ha
ドバト、キジバトによる被害金額	300 千円	187 千円
	0.6 ha	0.4 ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会の有害駆除従事者による駆除 ・ 箱罠による捕獲 ・ くくり罠による捕獲 ・ 囲い罠の導入 (H25) ・ くくり罠講習会及び狩猟免許出前教室を開催し、捕獲技術の普及や新たな担い手の育成に努めた (H23・H24) ・ エゾシカ一斉捕獲を実施 (H24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲する頭数も年々増えているがそれ以上に繁殖しているため被害は増える一方である。 ・ 駆除員も常時活動するのは難しく、出沒通報を受けて出動してもすでにいなくなっているケースがある。 ・ 狩猟者の高齢化による捕獲従事者の減少に伴い、担い手の育成が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度と平成25年度に電気柵を導入している。 【平成24年度】 ・ 受益戸数：15戸 ・ 受益面積：200.9 ha ・ 総延長：194,920 m 【平成25年度】 ・ 受益戸数：19戸 ・ 受益面積：268.5 ha ・ 総延長：234,000 m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等の被害防止は期待できるが、根本的にエゾシカ生息数を減少させることは出来ない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害地域住民の高齢化に伴い被害防止対策の確立が困難になりつつあるため、既存の銃猟による取組の他に、被害者自らが被害を防止出来る、罠を使用した防除方法を確立する事を目標として、鳥獣被害の軽減対策に取り組む。また、エゾシカによる被害を緊急的に防除する必要がある畑作やデントコーン作付圃を中心に、電気柵を活用した被害防除に継続して取り組む。

- 1 被害地域と周辺地域との協力体制の構築
- 2 被害防止実践活動
 - ・被害鳥獣の生息頭数及び生息場所調査（エゾシカ）
 - ・捕獲の担い手の育成確保
 - ・捕獲従事者に対する助成
 - ・箱罠、くくり罠、囲い罠を用いた捕獲
 - ・電気柵を活用した被害防除
- 3 研修会・講習会の実施
 - ・野生鳥獣の生態とその防除技術等の普及啓発

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

[紋別市鳥獣被害対策実施隊の設置]

- ・紋別市鳥獣被害防止対策協議会にて設置した、罠の見回りなどを含む鳥獣捕獲を行う「紋別市鳥獣被害対策実施隊」を設置する。
- ・実施隊員として市職員から指名する。
- ・実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として市職員から1名を指名する。
- ・紋別市鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として、紋別市長が北海道猟友会紋別支部会員から任命する。

[対象鳥獣の捕獲等に係る体制]

- ・実施隊員（対象鳥獣捕獲員）に捕獲業務を要請する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	エゾシカ ヒグマ キツネ・タヌキ ハシボソカラス ハシブトカラス	捕獲罟等を活用して捕獲を実施する。
27年度	エゾシカ ヒグマ キツネ・タヌキ ハシボソカラス ハシブトカラス	捕獲罟等を活用して捕獲を実施する。
28年度	エゾシカ ヒグマ キツネ・タヌキ ハシボソカラス ハシブトカラス	捕獲罟等を活用して捕獲を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理として、個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
ヒグマ	10	10	10
エゾシカ	1700	1000	1000
キツネ	50	50	50
タヌキ	50	50	50
ハシボソカラス ハシブトカラス	1300	700	700
ドバト キジバト	100	100	100

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
市内全域において、猟友会による銃及び捕獲檻の設置を通年にて実施し、被害防止に努める。箱罠を用いたヒグマ、カラス、キツネ、タヌキなどの捕獲、くくり罠や囲い罠を用いたエゾシカの捕獲に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
紋別市全域	キツネ ハシボソカラス、ハシブトカラス ドバト、キジバト

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
ヒグマ エゾシカ	【鳥獣被害防止総合対策事業】 ・電気柵 （3段・4段） ・受益戸数：12戸 ・受益地：230.8ha ・総延長数：184,040m ・事業費：23,925千円 ・補助金：23,925千円	【鳥獣被害防止総合対策事業】 ・電気柵の整備（予定）	【鳥獣被害防止総合対策事業】 ・電気柵の整備（予定）

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	ヒグマ エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置の普及を図り、被害防止に努める。 ・被害農家への聞き取りや関係機関との情報共有を強化し、正確な被害状況の把握に努める。
27年度	ヒグマ エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置の普及を図り、被害防止に努める。 ・被害農家への聞き取りや関係機関との情報共有を強化し、正確な被害状況の把握に努める。
28年度	ヒグマ エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置の普及を図り、被害防止に努める。 ・被害農家への聞き取りや関係機関との情報共有を強化し、正確な被害状況の把握に努める。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	紋別市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
紋別市役所	協議会の運営・提言
オホーツクはまなす農業協同組合	捕獲以外の被害防止策、捕獲作業支援、被害状況の掌握、生産者との連絡調整、情報交換、農作物野生鳥獣被害対策の助言
オホーツク中央森林組合	民有林における鳥獣被害に関する調査及び情報交換、捕獲作業支援、雑木林の刈り払い
社団法人北海道猟友会紋別支部	鳥獣被害防除対策への協力
住友林業株式会社 紋別山林事業所	捕獲作業支援、雑木林の刈り払い
佐藤木材工業株式会社	捕獲作業支援、雑木林の刈り払い
【オブザーバー】 林野庁北海道森林管理局網走西部森林管理署西紋別支署	国有林における鳥獣被害に関する調査及び情報交換
【オブザーバー】 北海道網走農業改良普及センター紋別支所	情報提供と被害対策への協力 鳥獣被害防止に関する助言・指導
【オブザーバー】 北海道オホーツク総合振興局西部森林室	鳥獣被害防止に関する助言・指導
【オブザーバー】 北海道警察北見方面紋別警察署	住民の安全対策及び被害防止対策への情報提供と対策への協力

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する

関係機関の名称	役割
北海道オホーツク総合振興局 環境生活課	総合的な鳥獣害対策の実施（捕獲許可を含む）
北海道オホーツク総合振興局 農務課	被害防止対策への指導・助言等 （農業被害関係）
北海道オホーツク総合振興局 林務課	被害防止対策への指導・助言等 （林業被害関係）

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>[紋別市鳥獣被害対策実施隊の設置]（平成 24 年度 7 月 10 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会に設置した罾の見回りなどを含む鳥獣捕獲を行う紋別市鳥獣被害対策実施隊を設置する。 隊長 農政林務課長 副隊長 農業振興係長 隊員 林業振興係長・農業振興係・林業振興係 実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として市職員から 1 名を指名する。 実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として北海道猟友会紋別支部会員から任命する。 被害を防止するため、紋別市鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）に捕獲業務を要請する。
--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>[対象鳥獣の捕獲等に係る体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> 紋別市鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）に捕獲活動を要請する。 協議会構成機関に鳥獣被害対策に係る活動の協力を要請する。
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、自然環境研究センターによる学術研究への利用（北海道環境科学研究センター）や廃棄物処理場で処理及び捕獲現場での埋設を行い、適切な措置を講ずるものとする。

エゾシカの利活用に関して、ペットフード用加工食材としての研究及び商品開発を行う他に、協力を得られる民間企業、団体の育成に努める。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。